

学校いじめ防止基本方針 問題行動対応チャート（別添2の補足）

問題行動があった場合、どのような内容がレベルⅠ～レベルⅤに相当するか、具体例を示しておきます。

■ 問題行動発生時における生徒指導体制

あくまで初動における体制なので、複数回にわたる指導が入らず常習性がある生徒や、規模が大きいものなどは、その影響を鑑みてレベルを1段階引き上げることもある。

・レベルⅠ相当に該当する案件

生徒間のケンカ、不要物（スマホ、ゲーム、お菓子、化粧品など）の持ち込み、化粧、ピアス装着、頭髪の染色、授業エスケープ、

※ 不要物の中でもスマホなどは指導の後、生徒本人に直接返却するのではなく、保護者に来校してもらい、保護者に指導の経緯などを説明し直接引き渡すこと。

・レベルⅡに該当する案件

いじめ、学校の施設や物品を故意に破壊する行為、SNSなどで個人情報に該当する画像や動画の拡散、授業妨害、

・レベルⅢに該当する案件（レベルⅢ以降は、著しく法律を逸脱する行為）

窃盗、盗撮、性的事案（性的暴行や裸の画像を送らせたなど）、自死、

※ 主に校内で起こった事案。

・レベルⅣ以上に該当する案件

対教師暴力（学校として、原則被害届を提出する）、傷害、窃盗、盗撮、性的事案、

※ 主に学校外で起こった事案。